

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク 洪水、土砂災害、その他（感染症）

(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

①菊陽町の立地

菊陽町は、県都・熊本市の北東部に位置し、東には阿蘇の連山が眺望できる。町域は東西 11.8 km、南北 9.4km、総面積 37.46 km²で、豊かな自然環境に恵まれた地理・風土の中にある。昭和 46 年の熊本都市計画区域編入後、県下のマンモス団地「武蔵ヶ丘団地」も建設され、急速に都市化が進みはじめた。また、国道 57 号(菊陽バイパス)の沿道等では、土地区画整理事業も進み新たな住宅地や商業地等が形成され、面積 97ha、計画人口 7,000 人の住宅団地「光の森」は、大型ショッピングセンターなどの立地により、県内外から多くの方が移り住まれ、活気にあふれている。町の人口も平成 27 年国勢調査において 40,000 人を超え、全国有数の人口増加率の高い地域となっている。農業では、白川中流域の豊かな水と肥沃な土壌に恵まれ、多様な農畜産物が生産されており、特に、国の産地指定を受けている「菊陽にんじん」は、その品質を評価され全国に出荷されるほか、お菓子などの加工品となって親しまれている。工業では、昭和 50 年代から進めてきたインフラ整備を基盤に、熊本空港、鉄道、高速道路等の交通アクセスの良さや豊富な地下水が評価され、国内、世界でも有数の最先端企業等の立地が進んでいる。



②地域の災害リスク

【菊陽町白川地区流域の特性】

本町における気象災害は、主に梅雨の大雨と台風によるものが多く、災害の発生時期は、6 月から 10 月にかけてである。

1. 梅雨の大雨による水害

熊本県は、九州中部の西側に位置し、三方を山地に囲まれ、西側だけが海に面して開けているため、東シナ海から暖かく湿った空気が流入しやすく、流入したその空気は九州山地等の斜面に当たり上昇気流を発生させ、その地域に大雨をもたらす。平成 24 年 7 月に発生した熊本広域大水害（九州北部豪雨）では、このシステムで阿蘇外輪山周辺に次から次に積乱雲を発生させる、いわゆるバックビルディング現象により 24 時間で 500 mm を超える大雨（阿蘇乙姫）を引き起こした。本町を流れる白川の上流域もこのような地形により定常的に大雨が降りやすい場所となっており、過去に多くの水害をもたらしている。また、近年は、都市構造や宅地開発に伴う環境の変化により、水害も多様化している状況である。

2. 台風による災害

本町は九州山地の連峰が大きな壁をなしているため、毎年 7 月から 9 月にかけて台風が九州の東側を進む場合は比較的軽微であるが、台風が天草に上陸するか、九州西岸に接近して北上する場合は、大きな被害をもたらす。一方台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による被害が発生しやすい。

また、熊本市及び合志市と隣接し、菊陽町の商業の中心部である光の森地区では、堀川周辺において、0.3 m から 3 m 未満の浸水が予想されている。

熊本地震被害状況（平成28年4月）

被害状況のまとめ

(1) 人的被害

（平成30年10月時点）

死 者 （災害関連死）	6人
重傷者	14人

(3) 避難状況

指定避難所等	13カ所
最大避難者数	約8,000人／日
延べ避難者数	31,267人
車中泊	多数

(2) 家屋被害

（平成30年10月時点）

全 壊	15件
大規模半壊	66件
半 壊	605件
一部損壊	5,101件
計	5,787件

(4) 災害ボランティア

被災家屋 ビニールシート張り	360件
がれき撤去・ 住宅清掃など	528件

(その他)

本町においては、過去の実績からその他の自然災害の危険度は比較的低いと思われる。

(感染症)

新型感染症は大よそ 10 年に一度の周期で出現し、世界的にパンデミックを繰り返している。人から人へ持続的に感染する病原体はウイルスによる感染症であって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国のかつ急速なまん延拡大により国民の生活及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

現在の新型コロナ感染症の影響は甚大であり、現在も世界経済を巻き込み終息には至っていない。

(2) 菊陽町内商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1,211 人（平成26年経済センサス）より
- ・ 小規模事業者数 804 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	137	132	町内に広く分散している。
	製造業	57	41	くまもとセミコンテクノパーク周辺に多い。
	卸・小売業	458	267	卸売業：町内に分散している。 小売業：町内中心市街地（光の森、津久礼地区）に多い。大型商業施設も同様に2地区地周辺に隣接している。
	宿泊業・飲食業	161	63	町内中心地（光の森、津久礼地区）に多い。外食チェーンも同様である。
	サービス業	388	292	町内に分散している。幹線道路沿いや光の森、津久礼地区に多い。
	その他	10	9	町内に広く分散している。
	合計	1,211	804	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

本町では、熊本地震の経験を踏まえ、創造的復興の実現に向けて平成 29 年 4 月に「菊陽町復興まちづくり計画」を策定した。この計画では、防災センターの整備、防災公園（広場）の整備、既存の大規模公園の防災機能の整備や町民体育館の防災機能を強化した再整備が計画されており、防災センター及び防災公園（広場）は、既に整備し、防災備蓄に動きだしている。

- ・地域防災計画の策定（令和元年 5 月）・菊陽町総合防災マップの全戸配布（平成 27 年 9 月）
- ・菊陽町総合防災マップのリニューアル（最新版：令和 2 年 1 1 月）
- ・菊陽町の暮らしの便利帳全戸配布（令和 3 年 1 月）
- ・災害備蓄物資整備計画書で備蓄倉庫（町内に 4 箇所）が用意されている。※防災用地内（菊陽町役場近く）、三里木町民センター敷地内、光の森町民センター敷地内、光の森防災備蓄棟内
- ・避難想定者の災害発生後 3 日分相当の食料等の確保に努めることとしている。※年次計画的により、12,600 食以上を備蓄している。菊陽町人口：42,000 人 $\times 5\% = 2,100$ 人 $\rightarrow 2,100$ 人 $\times 3$ 食 $\times 2$ 日分 = 12,600 食程度である。また、年度に偏って賞味期限を迎えることのないよう、年度ごとの購入をできるだけ平準化して備蓄されている。

2) 当会の取組

- ・菊陽町商工会危機管理マニュアル作成（平成 25 年 3 月作成）
※事務局機能の早期復旧のため、最低限の物資備蓄や緊急連絡網を作成している。
- ・洪水・崖崩れを除くあらゆる災害の避難マップ作製全戸配布（平成 31 年 4 月）
※商工振興協同組合がグループ補助金事業で作成
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・くまもと共済と連携した損害保険への加入推進
- ・菊陽町が実施する防災訓練への協力
- ・物資はマスク、消毒用アルコールの備えはあるが、食料等の備蓄までに至っていない。

II 課題

現状、商工会と町とでは、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な関係にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な内容を示したマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人材も不十分である。

更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等の職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗い消毒の徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要であるが現時点では商工会自体にもそのノウハウが不十分だと思われる。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また地区内において感染症発生時（海外発生期・国内感染者発生期・国内感染拡大期・社内感染発生期）には速やかに拡大防止措置を行えるように組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

上記の項目により、当会及び当町が小規模事業者に対して、事業者 BCP 策定の必要性を認識させ、災害行動時マニュアルの作成等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努めていただくように支援する。ま

た、災害時には行政機関が行う対策に連携・協力する。

(目標値)

	現行	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
セミナー開催回数	-	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
BCP 策定件数	-	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件

<詳細>

セミナー開催数：菊陽町商工会主催で年 1 回開催。新型コロナウイルス感染症のリスクを考慮し、参加人数を制限して開催する。

BCP 策定件数：洪水被害想定が高い白川流域周辺の戸次地区から熊本市へ向けた辛川、下津久礼地区に立地する事業者に対して、緊急性が高い事業者を中心に菊陽町商工会経営指導員 1 名あたり年 1 件を策定目標とする。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・菊陽町商工会と菊陽町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当町の地域防災計画等との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時や窓口相談時に、防災マップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、危機管理マニュアルを作成（平成 25 年 3 月）したが、近年の大規模自然災害が多発する中で、商工会の役割を明確にし、今後の必要に応じて計画更新を行う。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認。
- ・(仮称) 菊陽町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会・当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
 (全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」を利用し安否確認及び業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況の確認や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・当会の職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

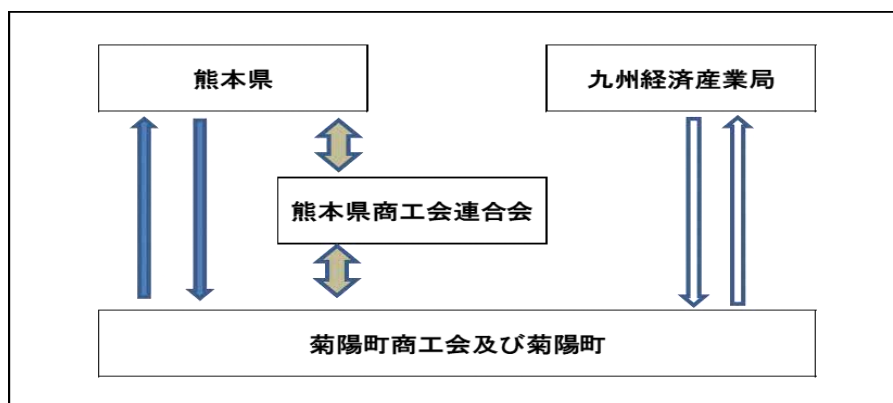
発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する

2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・当町で取りまとめた「菊陽町新型コロナウイルス感染症対策行動計画」・「菊陽町新型インフルエンザ対策行動計画」などを踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務の導入や本所機能の支所移転など体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発災時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うため、全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」を活用し、小規模事業者の被害状況（物的被害状況・人的被害状況・被害額・被害画像）を報告する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、県商工振興金融課あてメールにて当会又は当町より報告する。
- ・感染症流行の場合、国や熊本県からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当町より熊本県へ報告する。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口の開設方法について、菊陽町と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認できた場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
（当会と当町で被害状況の情報収集を分担して行う場合、役割分担（担当地区、担当企業等）をあらかじめ明確化しておく。）
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や熊本県、菊陽町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当町で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある小規模事業者に対する支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。

- ・ 発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会及び菊陽町と情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。
- ・ 上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

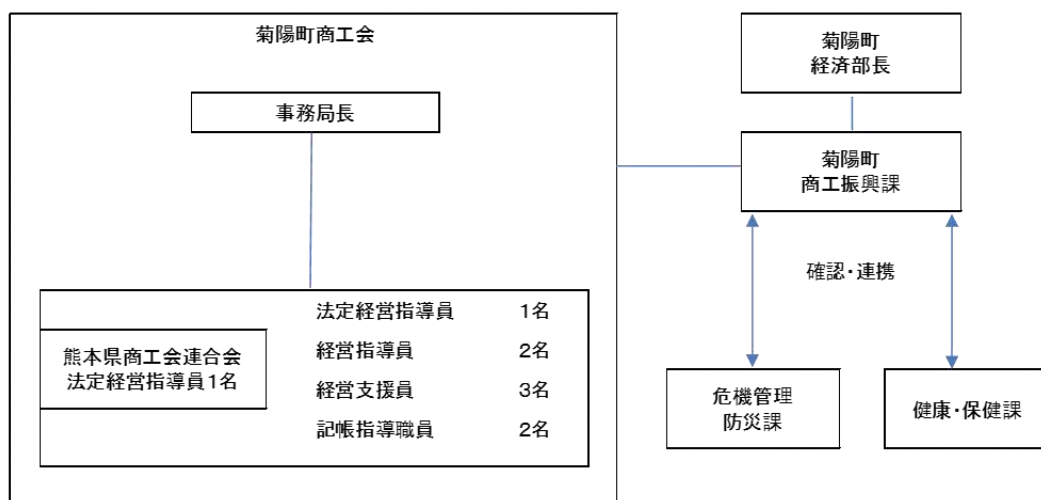
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月1日現在)

(1) **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 藤木 裕子 (連絡先は後述(3)①参照)
法定経営指導員 椎名 岳雄 (連絡先は後述(3)②参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

菊陽町商工会

〒869-1103

熊本県菊池郡菊陽町久保田 2816

T E L : 096-232-2757 / F A X : 096-232-7480

E-mail : kikuyou@lime.ocn.ne.jp

②熊本県商工会連合会特任支援課

〒860-0801

熊本県熊本市中央区安政町 3 番 13 号

熊本県商工会館 7 階

T E L : 096-325-5161 / F A X : 096-325-7640

E - mail : info@kumashoko.or.jp

③関係市町村

菊陽町役場商工振興課

〒869-1192

熊本県菊池郡菊陽町久保田 2800

T E L : 096-232-2111 (代) / F A X : 096-232-4923

商工振興課 : 096-232-2165

E - mail : shoko@town.kikuyo.lg.jp

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・菊陽町補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	